

【令和5年度 助成メニュー一覧表(対象面積10aあたりの助成額)】R5.3.15Ver

この表は、令和5年2月時点で国、県から示された情報をもとに作成しております。

区分		飼料用米	WCS用稲	米粉用米	輸出用米	加工用米	麦・大豆	飼料作物	そば	なたね	園芸作物
国	戦略作物助成	80,000 ※1	80,000	80,000 ※1		20,000	35,000	35,000 ※11			
	産地交付金				20,000				20,000	20,000	
					10,000 新規複数年契約の 取組加算 ※3						
県	産地交付金 ※13	← 2,000 又は 5,000 生産性向上等の取組加算 ※2 ※12 →									25,000 園芸作物等転換加算 ※5
				3,000 複数年契約の取組加算 ※3		6,000 複数年契約の取組加算 ※3					
市	産地交付金 ※13	3,500 生産性向上等の取組加算 (飼料用米)※4	700 生産性向上等の取組加算 (WCS用稲)※4		3,500 生産性向上等の取組加算 (輸出用米)※4		2,600 大規模化加算 ※9	← 8,400 二毛作助成 →			
		3,800 耕畜連携助成(わら利用) (継続分のみ)※4 ※6 ※7	3,800 耕畜連携助成(資源循環) (継続分のみ)※4 ※6 ※8								
							700 ブロックローテーション加算 ※10				
	独自助成	← 4,000 生産組織への助成 ※10 →						16,000(基幹作) 24,000(二毛作) 生産組織への助成 ※10			
							5,000(基幹作) 4,000(二毛作) 麦・大豆への助成				

※1 収量と作柄に応じて変動します。(55,000円～105,000円/10a)

※2 生産性向上等の取組が1つの場合は2,000円/10a、2つ以上の場合は5,000円/10a。

生産性向上等の取組: 温湯種子消毒, 高密度播種育苗, プール育苗, 堆肥施用, 側条施肥, 低成分肥料, 流し込み施肥, 疎植栽培, 立毛乾燥, 可変施肥機利用, フロン出荷, ライスセンター利用, 集落営農等の組織的な取組, 専用品種導入(飼料用米・米粉用米・WCS) など

**注意: 確認書類として、作業日誌(栽培記録管理表)、取組状況の作業写真、購入伝票の写し等の提出が必要となります。**

**育苗で取り組む場合は、早期に写真撮影が必要になりますのでお気をつけください。**

※3 新規に販売契約を締結し取り組む場合に対象となります。

※4 生産性向上等の取組が1つ以上行われている必要があります。

※5 原則、前年度と比較した水稻(主食用米, 新規需要米, 加工用米)の作付減少面積を上限に、水田における園芸作物(かんしょ, ねぎ, ハトムギ, 子実用とうもろこし等の基幹作物のみ)の拡大面積分が対象となります。

※6 令和4年度以降は継続分のみとなり、令和5年度をもって廃止となります。

※7 利用供給協定を作成し、飼料用米の圃場から取れたわらを飼料用として利用した場合に対象となります。

※8 利用供給協定を作成し、堆肥散布による資源循環に取り組んだ場合に対象となります。

※9 麦・大豆(基幹作物のみ)の作付面積の合計が5ha以上の認定農業者, 集落営農等が対象となります。

※10 集落営農が対象となります。

※11 多年生牧草の場合は、播種から収穫まで行う年は35,000円/10a, 収穫のみの年は10,000円/10aとなります。

※12 コメ新市場開拓等促進事業(旧水田リノベーション事業)の輸出用米・米粉用米の採択分の面積は交付対象外となります。

※13 助成内容と金額が確定していないため、現段階での見込となります。

県及び市の産地交付金は、国との事前協議を行い、国の指導による修正を経て最終的に決定いたします。また、予算の範囲内で助成を行うため、単価を調整する可能性があります。